

陸上幕僚長 殿

事 務 次 官

自衛官の募集事務に係る都道府県知事及び市町村長から提供を受ける適齢者情報の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、防衛庁長官の命により、通達する。

記

個人情報の取扱いについては、より慎重であるべきことから、自衛官の募集事務の実施のために自衛隊地方協力本部が都道府県知事及び市町村長から提供を受ける適齢者情報（以下「適齢者情報」という。）について、自衛官の募集事務を実施する上で必要最小限のものに止めるべき旨、平成14年11月に開催された募集担当者会議において指示がなされたところである。

今般、より適切な募集事務の実施を確保するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定において、国の機関が市町村長に対し閲覧を請求することができることとされている事項が、同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（氏名、出生の年月日、男女の別、住所等）に限られていることを踏まえ、適齢者情報については、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4つの情報に限定することとした。

陸上幕僚長においては、この旨を自衛隊地方協力本部その他の募集担当部局に周知徹底するとともに、都道府県及び市町村に対し、この趣旨の徹底のため、所要の調整等の措置を講じられたい。